

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項	平成21年度	平成22年度	

◎異動日の翌月10日までに提出期限となっています。

平成 年 月 日	給(特別徴収義務者)	所在地	〒			特別徴収義務者指定番号		
		名称	大田原市長様			個人番号		
		担当 者	係			異動の理由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8 育児休業 9	1月1日から退職時 までの給与支払額	退職手当等 の支払額
			氏名					
		電話	( ) -					
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収額(年税額)	(イ) 徴収月・徴収済額	(ウ) = (ア) - (イ) 未徴収税額	異動年月日	異動の理由	1月1日から退職時 までの給与支払額	退職手当等 の支払額
	氏名	円	月分から 月分まで	円	平成 年 月 日		円	円
	1月1日現在の住所		徴収済額合計				控除社会保険料	勤続年数
	大田原市		円				円	年
異動後の住所		◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。						
電話( ) -								

### A. 一括徴収

(ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
 (退職の日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収した税額は  
 [ ] 月分で納入します。  
 ( 月 日納期限)

### B. 普通徴収

(ウ)の未徴収税額を個人納付に切替します。  
 (12月31日付の異動まで)

大田原市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

### C. 特別徴収継続

転勤・再就職等により(ウ)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号		継続	新規
-------------	--	----	----

新特別徴収義務者	所在地	〒		
	フリガナ			
名称				印
電話	( ) -	係・氏名		

納付額 円を [ ] 月分( 月 日納付期限)から納入します。

納入書の要否 (新規の場合のみ)  
 1. 市作成の納入書の送付を希望。  
 2. 私製の納入書を使用または銀行サービス利用のため不要。

個人番号の欄には、特別徴収税額変更通知書に記載された個人番号を記入してください。  
 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
 回付願います。新勤務先では、下段・C特別徴収継続の欄に事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等の手続きを済ま  
 せたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。